

第22回玉村町農業委員会議事録

1、開催日時 平成31年4月5日 午後3時～午後4時20分

2、開催場所 4階 全員協議会室

3、出席委員（15人）

会長	7番	松浦	好一
副会長	5番	齋藤	清
副会長	8番	筑井	清
	1番	武士	千雅子
	2番	羽鳥	誠
	3番	川端	浩二
	4番	下田	正人
	6番	小島	睦美
	9番	金田	邦夫
	10番	峯岸	恵美子
	11番	萩原	克弘
	12番	猪野	計二
	13番	新井	正芳
	14番	齋藤	三千男
	15番	勅使川原	亨

4、欠席委員（1人） 16番 松井 俊裕

5、議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 玉村農業振興地域整備計画の変更に関する意見について

第4 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理状況について

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出書の受理状況について

報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知書の交付状況について

6、その他

- ・意見書に対する回答について
- ・農業委員会だよりについて
- ・のぼり旗（麦秋の郷）の配布について
- ・小泉圃場の整備（草取り）について
- ・歓送迎会の開催について
- ・その他

7、農業委員会事務局職員

事務局長 齋藤 恭

事務局 栗崎 浩

8、会議の概要

事務局長 委員会が始まる前に報告がございます。委員さんの報酬について、毎月20日に振り込みさせていただいていますが、3月21日の分がこちらの不手際で10日という形になってしまっておりますので、大変申し訳ございませんけどご理解いただきたいと思っております。よろしくお願ひ致します。

また、4月に入って役場でも人事異動があり、これまでお世話になった齋藤が異動になり、後任に栗崎が赴任したので、栗崎よりご挨拶させていただきたいと思ひます。

事務局 皆さん、こんにちは。今回の人事異動で環境安全課から農業委員会に異動となりました、栗崎と申します。以前農業共済と農業公社で皆様方には大変お世話になりました。今度は農業委員会でやっていく訳ですが、今後ともご指導のほどよろしくお願ひいたします。

事務局長 それではこの様な体制で農業委員会の事務を執り行いたいと思いますので、これから1年間よろしくお願ひします。

議 長 ただ今から第22回総会を開会いたします。
本日は、出席委員は15名ですので総会は成立しております。
それでは、玉村町農業委員会会議規則第14条第1項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なし)

それでは、14番 齋藤委員・15番 勅使川原委員にお願いいたします。
なお、本日の会議書記には事務局職員の栗崎氏を指名します。

それでは、次第4の議事に入ります。
議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について事務局より説明をお願いします。

事務局 【議案第1号 番号1 受付番号43100051について議案書と詳細を朗読、説明】
農地法第3条第2項の各号に該当していないことを説明。

議 長 番号1、43100051の審議を行います。この件に関しまして、農振部会が現地調査を行い、審議をおこなっておりますので、部会長より報告をお願いします。

部会長 43100051については、申請地は集団農地内の耕作しやすい場所にあり、取得要件も問題がないことから許可と判断しました。

議 長 それでは、質疑に入りたいと思います。43100051について、発言のある方は挙手をお願いします。

(なしの声)

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。受付番号43100051について原案のとおり許可と決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで、受付番号43100051は原案のとおり許可と決定いたします。

続きまして、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について事務局より説明をお願いします。

事務局 【議案第2号 番号1 受付番号43100043について議案書と詳細を朗読、説明】
申請地は市街化調整区域にあり、東側道路に上下水道管が有り、500m以内に学校、幼稚園、医療機関があるので第3種農地であること、除外の容認については平成28年5月30日に利用者・目的ともに本申請の通り除外されていること等を説明。

議長 番号1、43100043の審議を行います。この件に関しまして農振部会が現地調査を行い、審議をおこなっておりますので、部会長より報告をお願いします。

部会長 43100043については、周辺農地に影響がないことから許可相当と判断しました。

議長 それでは、質疑に入りたいと思います。43100043について、発言のある方は挙手をお願いします。

(なしの声)

議長 よろしいですか。それでは採決いたします。受付番号43100043について原案のとおり許可相当と決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ということで、受付番号43100043は原案のとおり許可相当と決定いたします。

続いて、番号2について事務局より説明をお願いします。

事務局 【議案第2号 番号2 受付番号43100044について議案書と詳細を朗読、説明】
申請地は市街化調整区域にあるが、南側道路に上下水道管が有り、500m以内に学校、幼稚園、医療機関があるので第3種農地であること、除外の容認については昭和56年以前であること等を説明。

また、申請地の利用計画が太陽光発電施設であることから、設備の概要等を説明した。

議長 番号2、43100044の審議を行います。この件に関しまして農振部会が現地調査を行い、審議をおこなっておりますので、部会長より報告をお願いします。

部会長 43100044 についても、周辺農地に影響がないことから許可相当と判断しました。

議長 それでは、質疑に入りたいと思います。43100044 について、発言のある方は挙手をお願いします。

委員 太陽光発電施設を実施するという事で利用計画書も出ていると思うけど、買い上げ料もだいぶ下がったので今さら儲からないだろうという人が多いので以前から権利を持っていたのか？そこを分かったら教えて欲しい。今はやらないというのが一般的なので。場所がどうこうという事はない。

議長 それでは、事務局長からお願いします。

事務局長 はい。こちらにつきましては、再生エネルギー事業計画の認定を昨年受けています。ご指摘の通り、単価としては当初計画が始まった時の単価だと想像するところでございます。以上です。

委員 今は相場が10円台だ。当初高い時は42円台だったと聞いているが、急に始めるという話になっても業者が「採算が合わないからやめた方がいい。」というくらいだから、採算が合うならどんなからくりがあるのかが知りたい。

事務局長 私共の想像の範囲ですが、ご主人がやるべきところをご本人が出来ない何らかの理由があるのかなと思われるところがあります。

委員 収支計画書はないのですか？参考までに聞いただけなので、なければ結構です。

委員 夫婦間で税法上の問題もあるかも知れないので、そこを皆さんに承知していただければと思います。

議長 今お話があった通り夫婦間でという事になると、税務調査とまでは言いませんが、書類が上がっていくと上の段階でチェックが入ると思います。想像の話ですが、たぶん旦那さんは公職についていて事業が主として出来ない状況なのではないかと思うんですけど、これはあくまでも想像ですのでちょっと分かりませんが、まあそういう事になると思います。

議長 他に、何かご意見・ご質問はございますか？それでは採決いたします。受付番号 43100044 について原案のとおり許可相当と決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで、受付番号 43100044 は原案のとおり許可相当と決定いたします。

続いて、番号 3 について事務局より説明をお願いします。

事務局 【議案第 2 号 番号 3 受付番号 43100048 について議案書と詳細を朗読、説明】

申請地は市街化調整区域にあるが、東側道路に上下水道管が有り、500m以内に学校と役場があるので第 3 種農地であること、除外の容認については平成 30 年 8 月 3 日に利用者・目的とも本申請の通りとなっていること等を説明。

議 長 番号 3、43100048 の審議を行います。この件に関しまして農振部会が現地調査を行い、審議をおこなっておりますので、部会長より報告をお願いします。

部会長 43100048 については、周辺に農地はなく農地への影響がないこと、また申請地は狭く農地として有効に耕作しづらい状況であるので許可相当と判断しました。

議 長 それでは、質疑に入りたいと思います。43100048 について、発言のある方は挙手をお願いします。

(なしの声)

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。受付番号 43100048 について原案のとおり許可相当と決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで、受付番号 43100048 は原案のとおり許可相当と決定いたします。

続いて、番号 4 について事務局より説明をお願いします。

事務局 【議案第 2 号 番号 4 受付番号 43100049 について議案書と詳細を朗読、説明】

申請地は市街化調整区域にあるが、南側道路に上下水道管が有り、500m以内に学校と医者が複数あるので第 3 種農地であること、除外の容認については平成 31 年 2 月 1 日に利用者・目的とも本申請の通りとなっていること等を説明。

議 長 番号 4、43100049 の審議を行います。この件に関しまして農振部会が現地調査を行い、審議をおこなっておりますので、部会長より報告をお願いします。

部会長 43100049 については、周辺に農地はなく農地への影響がないこと、また申請地は狭く農地として有効に耕作しづらい状況であるので許可相当と判断しました。

議長 それでは、質疑に入りたいと思います。43100049 について、発言のある方は挙手をお願いします。

(なしの声)

議長 よろしいですか。それでは採決いたします。受付番号 43100049 について原案のとおり許可相当と決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ということで、受付番号 43100049 は原案のとおり許可相当と決定いたします。

続きまして、議案第 3 号玉村農業振興地域整備計画の変更に関する意見について事務局より説明をお願いします。

事務局 **【議案第 3 号 玉村農業振興地域整備計画の変更に関する意見について詳細を朗読、説明】**

議長 これより審議を行いますけれど、今事務局から説明がありました 7 案件、1 月 31 日をもって締め切って除外の委員会にかけられて、さらに農業委員会の意見という事です。農業に支障があるかないかという事なんですけど、1 番は資材置き場、2 番についてはフェリーチェの露天駐車場用地、3 番については子供の専用住宅、4 番については墓地用地として北側の拡張、5 番（と 6 番）については専用住宅とむらぞえクリニックが一体利用して駐車場用地として使いますということ、7 番については露天駐車場用地として会社が使います。これも既存の駐車場に接しているという事です。以上 7 件の案件ですが、農業委員会として「農業に支障はありません。」という報告を町に挙げるという事であります。それでは、質疑に入りたいと思います。意見、発言のある方は挙手をお願いします。

委員 7 番の案件につきましては、南側は駐車場として利用されているのでしょうか？

議長 南はあります。

事務局長 最後に図面が付いていますが、申出地の下が南になります。南側につきましては、すでに露天駐車場用地として既に利用されています。一番裏に土地利用計画図がありますが、上下が逆で、逆に見ていただきますと現在意見を問われているのが上になります。その下、車を斜めに止めてある様に見える図面が既存の駐車場になります。

議 長 他にご意見ありますか。

委 員 墓地について、今までは税金を払っていたが今後は墓地になると税金がかからないんですよね？

事務局長 恐らく墓地ですので宗教法人の持ち物となってくるかと思いますが、固定資産税はかからなくなると思われます。なお、墓地につきましては手続きといたしますと、群馬県、伊勢崎の保健所への手続きが必要になってまいります。ただ、その中には近隣との同意は必要書類の中には含まれていないとうかがっております。

委 員 周りの同意が得なくてもいいって、どういう事ですか？周辺150mの範囲で全員から同意を得なさいという話があるはずですが。

事務局長 基本的に、まず手続きを保健所に許可をいただく中で添付書類が何点かありますが、その中に周辺から同意をいただいて下さいといった同意書は必要ないと保健所からうかがっています。ただし、その場所が周辺120m以内に公益的な施設があってはいけないといった条件がある様です。

議 長 この案件については、その除外の会議に私も出席して質問したのですが、以前は周辺200戸程度の同意が必要である事を言ったのですが、都市建設課関係に再確認した結果、現在は書類は必要なく周辺120m以内に公益的な施設があってはいけないといった文言が新たに入っている様です。

また、当然ながら新たに田の真ん中に墓地を作るとなると手続き上規制がある様でして、ここは今の宗教法人のお寺の拡張をするなかで、規制が若干緩くなっている感じもします。

議 長 他、何かありますか。

(なしの声)

議 長 なければ、農業委員会として「農業への支障はなし」と報告いたします。

次第4の議事については、終了といたします。

次に次第5の報告事項に移ります。報告事項について事務局より報告をお願いします。

事務局 【報告事項第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理状況について報告を朗読、説明】

【報告事項第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出書の受理状況について報告を朗読、説明】

【報告事項第3号 農地法第18条第6項の規定による届出書の受理状況について報告を朗読、説明】

議長 それでは、報告事項について何か質疑がありましたらご意見・ご質問をお願いします。

(なしの声)

議長 何もなければ、次第5の報告事項については終了といたします。続きまして、次第6その他に入ります。

事務局 【・意見書に対する回答について

- ・農業委員会だよりについて
- ・のぼり旗（麦秋の郷）について
- ・小泉圃場の整備（草取り）について
- ・歓送迎会の開催について
- ・その他について、朗読、説明】

委員 旗は昨年のもを使うのですか？

事務局 新しい旗が届きますので、そちらを準備してまた連絡します。

事務局長 草取りについては、参考までに昨年は4月27日に行いました。今年は昨年と同じ様な時期でいきますと26日になります。先日圃場に行った時には草は生え

ていませんでしたが、ひとまず26日で設定して、事務局でも見回りをして必要ない場合は、またご連絡させていただきたいと思います。

議長 一応草が生えるかどうかは分からないけど、連休前いったん見回りをするという事でよろしくをお願いします。

あと、売電の関係ですが、資料を見ると10キロワット以上売電が14円プラス消費税で20年契約だそうです。

それと会議が始まる前に麦の凍霜害が発生した件について、普及所と農協が調査をした結果、上福島から下之手（角瀨）、上新田の二条大麦、にしきのさんが作っている六条大麦、あとは小麦。川井・角瀨・上新田・飯塚・福島・上福島等全域を専門家が見たら、小麦にすると羊水が茎の中に入っていて、その羊水がダメージを受けていると見受けられるらしいです。小麦に関しては、工業団地の南の川井のエリアでだいぶ発生している経緯が見られます。この様に小麦が被害を被ると非常に収量も減少するという事になるという話を聞いて来ました。霜が降りるということは、川があったり堀があったりという流れの中で空気がたまっているところ、流れるところ、降りるところが昔からあったようだけど、今年は特に雨が降らなかった原因で霜の通り道が若干変わっているというのがあります。

現実、小麦はこれから穂が出るけども穂が出ている二条大麦については黄色くなって、誰が見ても「ああ、あれは変だな。」と分かる様な症状のものがありません。3月中の気温を見ても、3月24日と26日の2日間がマイナス2度になった経緯がありますので、たぶんビール麦はその頃に被害を被ったのが今になってそういう症状が出て来たのかなというところではあります。

今朝の気温からすれば、この様な状況が続けば今後被害はないと思いますが、以前に被害を受けた小麦は減収が避けられないと思われれます。今後どうなるか分かりませんが、気象状況はめまぐるしく変わりますので、対応策はない様な感じがします。この様な点を情報としておつなぎします。

実際、飯塚の周辺はどうですか？

委員 見てないです。

議長 箱石の方は？

委員 箱石というよりも小泉、箱石と小泉の間でいくらか黄色くなっています。土地の関係でそうなっているのかなと思うのですが。

議長 確かにビール麦や小麦も緑色ではなく赤茶けた感じが見受けられます。ちょうど今小麦が立ち始めていますからね。

凍霜害の話もあるのですが、今回産地交付金の中で赤カビ病対策、JA 営農センターで会議が開かれまして、赤カビ病対策については各組織、認定農業者あるい

は法人等で任せるといふ事なんですけれど、話を聞くとそれ相当に地域で対策をやる様な話を聞いています。また、無人ヘリコプターでやるところもあるという話も聞いていますが、普及所が4月17日に麦が出穂するという話をしていました。「そんなに早いんかい。」っていう話で、「小麦の花が咲くのは連休中じゃないのか？」という話なんですけど、普及所は普及所なりの積算温度から算出する手法なんですけど、今年は早過ぎるというか…。

委員 出穂っていうのは穂が出て来て開花だから。

議長 消毒は開花の8割と言いますね。ちょうど茎の中から穂が見え出して来るのが4月17日頃で、それが更に更に上がって出て花が咲くのが連休中、10連休…。

委員 今日上陽で種屋さんに会ったんだけど、25日頃に消毒をすると聞いた。

議長 採種関係の赤カビ病の消毒は毎年行っているけど、今回は25日頃に行うと聞いています。

委員 そういう話を聞いたので、それに合わせて準備をしようと思う。

議長 そうすると、10連休が始まる前半で皆さんやるのかな、という話ですね。

委員 福島下新田は無人ヘリで行います。

委員 ヘリで問題ないの？ドローンじゃないんですか？

委員 いや、無人ヘリでスカイテックなんですよ。ただ、飛べないところはどうしようもないんですけどね。

議長 たぶん逆算していると思うのですが、昨日普及所の方と行き会って、実際いつが適期防除なのかを投げかけたんですけど、まだ連絡が来てないです。

委員 結局ヘリで防除をやるか、自分でやるかやらないか、それしかない。

議長 J Aとしても、出来るところはやって欲しいという話です。最終的に、いずれは群馬県下で赤カビ病対策をしている麦を、当然J Aが受けて製粉会社に売んですけど、出来ればカビ毒がない製粉になって消費者に使っていただければありがたいと言っていますので、カビ毒を食べても害はないというデータがあるらしいんですけど、いずれにしても消毒をしてあるといっても殺菌剤ですので、消費者がどう反応するか…。一応そういう話が出ていますので、今晚の歓送迎会の中で

色々話題が出るかと思いますが、色々議論していただければありがたいと思います。

事務局 続きまして本日の歓送迎会についてであります。午後6時より新町の「きよまる」でお願いいたします。場所が分からない方のために地図がありますので、わからない方は挙手願います。玉村の方から行くと駅前通りの群銀を藤岡方面に行き、消防団詰所を左に曲がった道、駅方面に向かうとセブンイレブンの手前を右に曲がってY字路を左に入って、次の交差点を左に曲がるとあります。また、駅の方からだと、フレイの向かいのしなのめ信用金庫を入った道になります。和進を知っている方は、和進と同じ通り沿いでありまして。

事務局長 皆さん出席で大丈夫ですよ？午後6時からになりますので、よろしく願います。

事務局長 それでは、その他という事で皆様には新年度になりましたので町の予算の関係につきましてご報告をさせていただきたいと思っております。

町の予算、一般会計の予算という事になりますと109億円ほどになっております。その他水道や下水道、あるいは保険の関係は別にありますけど、一般会計ですと109億円という事で予算編成をされております。そんな中で、町の中でも重点という事で全体の中でいきますと未来への投資、子育て支援、教育の充実という様な事で、これを最優先項目という事で予算が編成されているところでございます。学校につきましても、今年からまた3学期になるという様な事も含めまして、そういった形になっているかと思っております。

その中で農業関係でありますけども、農業関係全体でいきますと2億7千万ほどになりますけども、これまでの事業の取り組み姿勢について31年度は基盤整備の関係、こちらが割合的には多くなっております。水路等が土地改良からだいぶ年数も経過して老朽化しているという事から、水路の改修工事或いは工事の前段階になる測量・設計といった部分、あと一番多いのは滝川にある水路からの取入れの堰ですね、堰そのものの補修を今年度は行うという事で予算をいただいております。水路という事ですので、当然水が切れてからという事になりますけれども、今年度予算をいただきましたので、水路の関係の方を準備させていただきたいという事で、その点一点ご報告させていただきます。

事務局長 それと、開会の時にはおりませんでしたけれども、異動に伴いまして今回農業委員会から転出するという事で斉藤係長に見えていただいております。一言挨拶をお願いします。

斉藤係長 新しい方の係で会議があったので遅れてしまいましたが、今度生涯学習課社会教育係に異動する事になりました。あまり教育が似合わないですが、まだ一生懸

命勉強している状況ですので、教育委員会部局なので役場から出向で文化センターの1階にいます。よろしくお願いします。まだ何か聞かれても答えられませんが、農協の事だったら答えられます。まだ農業委員会の方もやり残した事もあったんですが、異動という事で4月1日から文化センターの方に行っていますので、これからもまたいろいろな事に関わりがあると思いますので、よろしくお願いします。

事務局長 はい、ありがとうございます。それでは、転出と新任という事で歓送迎会にも出席させていただきますので、細かいところがもっと話せるかなと思います。

それでは、以上を持ちまして第22回農業委員会を閉会とさせていただきます。お疲れさまでした。

以上の通り、会議の内容を記載し、相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

議事録署名人

議事録署名人